

令和3年5月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年5月26日（水）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎8階議会第2会議室
- 3 開会時刻 9時34分
- 4 閉会時刻 9時57分
  
- 5 出席した教育長及び委員
  - 桐谷 次郎 教育長
  - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
  - 河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
  - 吉田 勝明 委員
  - 笠原 陽子 委員
  - 佐藤 麻子 委員
  
- 6 出席職員


教育局長	田代 文彦
県立高校改革担当局長	杉山 正行
教育監	岡野 親
副局長	落合 嘉朗
総務室長	篠田 寛
指導部長	濱田 啓太郎
支援部長	宮村 進一
生涯学習部長	高梨 信行
企画調整担当課長	市川 秀樹
管理担当課長	星 孝樹
参事兼高校教育課長	増田 年克
子ども教育支援課長	古島 そのえ
生涯学習課長	河田 貴子
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 5月臨時会 会議日程

日時 令和3年5月26日（水）  
9時30分から  
場所 神奈川県庁新庁舎8階  
議会第2会議室

1 議事

日程第1

臨教第10号議案

令和3年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

日程第2

報第4号

第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

日程第3

請願第1号

「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について

## 教育委員会 5月臨時会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 5月臨時会を開会します。  
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。  
では、会議録署名委員に笠原委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「令和3年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」の付議案件がございます。  
また、日程第2として「第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について」の報告案件がございます。  
さらに、日程第3として「「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について」の請願がございます。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第10号議案は、知事に意見を申し出る案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思ひますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思ひます。  
それでは、はじめに進行の関係から、日程第3の請願第1号に入ります。

請願第1号 「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について  
説明者 増田高校教育課長

高校教育課長 請願第1号「「高等学校歴史教科書採択について（請願）」について」ご説明をさせていただきます。お手元の青色のインデックス請願第1号をご覧ください。県民等から教育長あて請願書が提出されました。請願の内容は「高等学校歴史教科書採択について」です。請願をした県民の方は「教育を良くする神奈川県民の会」の代表で、新井三男氏です。請願書の「1. 請願事項」にあるとおり(1)から(4)に該当する高等学校歴史教科書を採択しないように求める請願となっております。

団体が採択をしないこととする事項ですが、(1)「従軍慰安婦」という用語の記述が

あるもの。(2)「慰安婦」が官憲により「強制連行」されたかのように表現しているもの。(3)朝鮮半島から内地に移入した人々を、「強制連行された」「強制的に連行された」「連行された」など一括りに表現しているもの。(4)戦時の「募集」「官斡旋」及び「徴用」による労務を「強制労働」などと表現しているもの。以上の4点です。

この請願は、政府が令和3年4月27日の閣議で、慰安婦問題等についての質問主意書に対する答弁書を決定しておりますが、その内容に関連している請願です。閣議において決定された答弁書の内容ですが、主な内容としまして、本請願と関わりのある点につきましては、まず一つ目として「従軍慰安婦」又は「いわゆる従軍慰安婦」ではなく、単に「慰安婦」という用語を用いることが適切であることとの見解が示されております。二つ目につきましては「強制連行」又は「連行」ではなく、「徴用」を用いることが適切であること。そして「強制労働」と表現することは適切ではないことなどが、閣議決定された答弁書の中で示されているところです。

各発行者の教科書の記述内容等についてですが、(1)に該当する記述は一部の教科書で見られます。(2)から(4)に該当する記述については、大多数の教科書の中でその記述を確認しているところです。今後、教科書発行者から文部科学省に訂正申請等が行われる可能性もありますが、現時点では、そうした各発行者の対応について文部科学省がどのように対応するのかということについては、明確でないという状況です。

現在、各高等学校においては、すでに令和4年度に使用する教科書の選定をしているところです。文部科学省に問合せをしたところ、先週、教科書発行者に対して情報提供を行ったとの回答をもらったところです。

こうした国の動向は、現在進めている各学校の教科書選定に影響を及ぼすものとなります。教科書採択は教育委員会が行うこととなっておりますが、採択する教科書は、文部科学省における検定に合格し、教科書目録に掲載されているものの中から採択することとなっております。そうした意味では、今回の閣議決定を踏まえた教科書採択に係る考え方、あるいは取扱い等については、文部科学省において、その対応方針等を示すべきものであり、今後何らかの情報提供等があるのではないかと考えているところです。

こうした国の動向や教科書発行者の動き等を見極めた上で、対応する必要があるものと考えております。

請願第1号に関する説明については、以上でございます。

教育長                    それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

吉田委員                「従軍慰安婦」「強制連行」等の記述がある歴史教科書は一体どれくらいあるのでしょうか。

高校教育課長          新学習指導要領で学ぶ令和4年度の1年生が使用する歴史教科書の見本の中からですが、教科書目録に記載のある7者12種類の教科書がありますが、そのうち2者2種類の教科書においては「従軍慰安婦」という記述が見られます。それから「強制連行」等の記述については、同じく7者12種類の教科書がありますが、そのうち1者1種類

を除く全ての教科書において、その記述を確認しているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。

河野委員 文部科学省は、この教科書発行者に対して、どのような対応をすることになっているのでしょうか。

高校教育課長 令和4年度の1年生が使用する教科書については、一般的には各都道府県で需要数がまとまってから教科書発行者が印刷をするということで、今現在は各教育委員会に調査研究あるいは採択のための見本本が配られているというような状況です。文部科学省から教科書発行者に対しては、先週5月18日と伺っておりますが、情報提供をしたと聞いているところです。今後、各教科書発行者に対しての対応等について、まだ明確には示されておられませんので、今後こういった動きになっていくのかということ、しっかりと見極めて注視していきたいと思っているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 文部科学省から各自治体の教育委員会に対しては、どのような情報提供がいつ頃あると思われますか。

高校教育課長 文部科学省に、私どもの方からも問合せをしておりますが、現時点でははっきりしないところがあるというのが現状です。ただ先ほども申し上げたとおり、文部科学省から教科書発行者には情報提供をしたということですので、今後、そういった教科書発行者の動き等を受けて、各教育委員会等にも、文部科学省から何らかの情報提供等があるのではないかと考えているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。

下城委員 現状、どの教科書を採択するかは、それぞれの教育委員会が決めるところですが、その中で選ぶ教科書については、まず国が責任を持って検定を行い、目録として一覧が示されたものの中から採択するという仕組みになっています。そういった意味では、この請願は、神奈川県教育委員会に出されたということなのですが、これは神奈川県だけの問題ではなく、全国レベルの問題だと思いますので、文部科学省からの具体の指示や連絡がないと、我々神奈川県教育委員会としても、独立、独自に対応の方針を立てるということは難しいのではないかなと思うわけですが、現時点での県教育委員会としての対応をどうお考えなのでしょうか。

高校教育課長 今、下城委員からお話いただきましたとおり、この件については本県だけの問題ではなく、全国的にも影響を及ぼすものだと考えているところです。したがって、現時点でも私どもから何度か文部科学省に問い合わせをしておりますが、引き続き文部科学省に問合せをするなど、国の動きをしっかりと確認して、それを踏まえた上で県教

育委員会として各学校にこういった指示をしていくのかということ等、対応を検討していくことになるのではないかと考えているところです。

教育長 他によろしいですか。

笠原委員 教科書の調査研究、選定には相当の時間がかかるかと思うのですが、今後の選定、採択への影響というのはどのように考えていらっしゃるか教えてください。

高校教育課長 先週の段階で教科書発行者に情報提供を済ませていると、今後、教科書発行者がこういった動きをしていくのか、あるいは文部科学省がこういった動きをしていくのか、その対応いかんとは考えますが、その対応に時間を要する、あるいは大きな変更がある等の場合には、採択、各学校の選定作業自体にも影響が出てくるのではないかと考えているところです。

教育長 私からも1点。今、高校は実際には選定委員会を作って、もう見本本で検討を始めているという状況でいいのかどうか。それからあと、県教育委員会の今年の高校の教科書採択のスケジュール、その辺を教えてください。

高校教育課長 すでに今月の教育課程説明会の中で、副校長、教頭等にも連絡をしまして、今現在、各学校においては調査研究の選定、その真ただ中という状況です。選定のスケジュールですが、その時点で各学校にすでに示していますが、7月7日までには、各学校における選定を終えて、その選定結果が教育委員会に報告をされると。それを教育委員会の方でとりまとめまして、教育委員会の8月臨時会で付議ができたということ、今のところはスケジュールを組ませていただいているところです。

教育長 他にいかがでしょうか。ご質問等はよろしいですか。

今の質疑、高校教育課長の説明等を聞いた中で、これは委員の皆様から私の方からの提案という形になりますが、やはり今年度の高校の教科書採択に影響、実際には学校レベルで進めているということも考えると、影響を及ぼす、そうしたことなのだろうなど。そのことを考えますと、この請願第1号につきましては、もう少し国や教科書発行者の動き、その辺を見定めた中で考えていく必要があるのではないかとというふうに思います。請願ですので、慎重に審議をした上で答えを出していくべきだろうなということで、継続審議ということではいかがかという提案をさせていただきたいと思えます。継続審議ということで、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、いただきました請願につきましては、継続審議ということで、ご異議がないものと認め、請願第1号「「高等学校歴史教科書採択について（請願）」については、継続審議といたします。

それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を、下城委員にお願い



<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第10号議案

- ・ 生涯学習課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。